

民間提案調査部会の設置について

資料3

2023年5月18日
PFI推進委員会

令和5年5月18日

1. 趣旨

PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）に定めた、水道及び下水道の整備に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することに関し、厚生労働省、国土交通省から内閣府に対し協議があった場合に、調査審議を行う目的で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第86条第3項の規定に基づき、民間資金等活用事業推進委員会に民間提案調査部会を置く。

2. 審議項目

厚生労働省もしくは国土交通省が、民間提案を採用しないという地方公共団体等の検討結果を妥当と判断した事業のうち、補助対象事業費が30億円以上と見込まれる事業を対象として、各省の検討、判断の妥当性及び各省が追加検討すべき事項等について審議を行う。

3. 調査検討体制

部会に属する委員及び専門委員は、民間資金等活用事業推進委員会令（平成11年政令第280号）第4条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。（別紙のとおり）

民間提案調査部会構成員名簿 (案)

<委員>

- | | |
|---------|-----------------|
| ◎ 上村 敏之 | 関西学院大学経済学部教授 |
| ○ 難波 悠 | 東洋大学大学院経済学研究科教授 |

<専門委員>

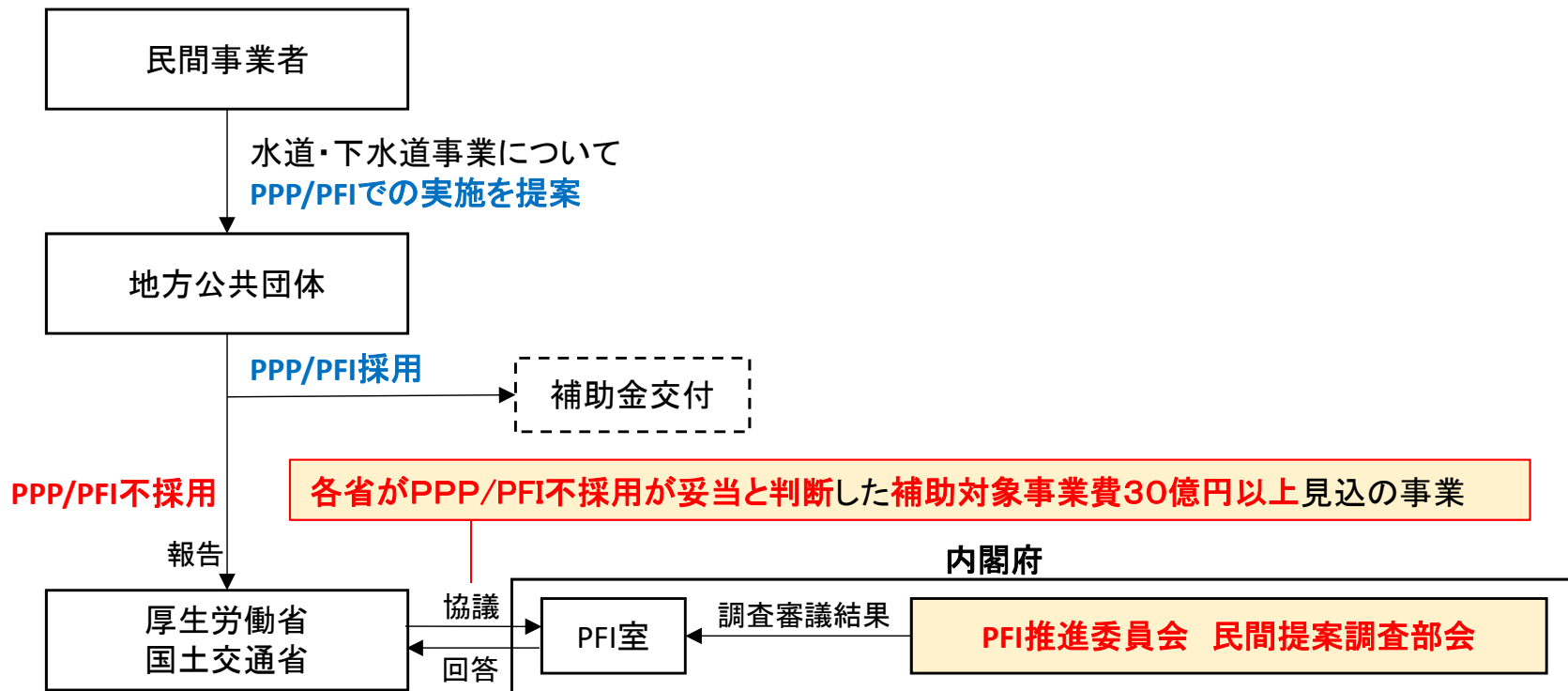
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 宇野 二郎 | 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授 |
| 横山 幸司 | 滋賀大学経済学部教授・産学公連携推進機構社会連携センター長 |

(◎は部会長、○は部会長代理。五十音順)

民間提案調査部会の設置について

○PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)に定めた、水道及び下水道事業の補助金交付にあたり、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することに関し、厚生労働省もしくは国土交通省が、民間提案を採用しないという地方公共団体等の検討結果を妥当と判断した事業のうち、補助対象事業費が30億円以上と見込まれる事業については、各省がその検討結果について、内閣府に協議することとした。

○内閣府では、上記協議に対応するため、PFI推進委員会に新設する部会において各省の検討結果について調査審議を行い、その結果を踏まえ、各省に回答する。



<部会での調査審議の進め方(案)>

○各省より、提案概要、地方公共団体の検討結果、各省の検討結果について説明

○各省の検討・判断の妥当性及び各省が追加検討すべき事項等について審議

※ただし、以下については調査審議対象外とする

・高度な技術的事項(例えば、提案された新技術の実現可能性等)

・提案を評価するために必要な項目が提案書に記載されていないなどの理由により民間提案を採用しないという場合

※資料、審議結果については非公表とする。

(参考)PFI推進委員会の役割

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日 法律第117号）

(民間資金等活用事業推進委員会)

第八十五条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。
- 3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。
- 4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。
- 5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

第八十六条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○民間資金等活用推進委員会令（平成11年9月22日 政令第280号）

(部会)

第四条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(補則)

第七条 この政令に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。